

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）

改正案	現行
<p>（申請書に添付すべき書類及び図面）</p> <p>第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第十一条第一項</u>の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）<u>第二条第二項</u>に規定する一般廃棄物をいう。第三条第一項第二号において同じ。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第七条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第七条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）<u>第二条の三第一号</u>若しくは<u>第二条</u>の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類</p> <p>五 受け入れる食品循環資源が産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。<u>第三条第一項第三号</u>において</p>	<p>（申請書に添付すべき書類及び図面）</p> <p>第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第十条第一項</u>の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p>

同じ。)に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第十四条第六項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第十四条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可)を受け、又は廃棄物処理法施行規則第十条の三第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類

六〇十 (略)

十一 特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第九条第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可)を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第十五条の二の五第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可)を受けていることを証する書類

(削る。)

十二 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第二条第二項に規定する普通肥料を生産する場合には同法第十条の登録証若しくは仮登録証の写し又は同法第十六条の二第一項の届出(当該届出に係る同条第三項の届出をしなければならない場合にあつては

四〇八 (略)

九 特定肥飼料等製造施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。第八條第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第九条第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可)を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第十五条の二の五第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可)を受けていることを証する書類

十 肥料を製造する場合にあつては、栽培試験の成績を記載した書類

、同項の届出を含む。)をしていゝことを証する書類、当該普通肥料を販売する場合には同法第二十三條第一項の届出(当該届出に係る同條第二項の届出をしなければならぬ場合にあつては、同項の届出を含む。)をしていゝことを証する書類

十三 使用の経験のない飼料を製造する場合にあつては、動物試験の成績を記載した書類

十四 (略)

(申請書の記載事項)

第二條 法第十一條第二項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(登録の基準)

第三條 法第十一條第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第七條第六項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第七條の二第一項の許可を受けなければならぬ場合にあつては、同項の許可)を受け、又は廃棄物処理法施行規則第二條の三第一号若しくは第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であること。

十一 飼料を製造する場合にあつては、動物試験の成績を記載した書類

十二 (略)

(申請書の記載事項)

第二條 法第十條第二項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(登録の基準)

第三條 法第十條第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

三 受け入れる食品循環資源が産業廃棄物に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第十四条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第十四条の二第一項の許可を受けなければならない場合）を受けては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第十条の三第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であること。

四・五 (略)

六 特定肥飼料等製造施設については、次によること。
イ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ロ 特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第九条第一項の許可を受けなければならない場合）にあつては、同項の許

二・三 (略)

四 特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第九条第一項の許可を受けなければならない場合）にあつては、同項の許可）を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第十五条の二の五第一項の許可を受けなければならない場合）にあつては、同項の許可）を受けていること。

可)を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第十五条の二の五第一項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可)を受けていること。

七 肥料取締法第二条第二項に規定する普通肥料を生産する場合には同法第四条第一項の登録若しくは同法第五条の仮登録を受けていること又は同法第十六条の二第一項の届出(当該届出に係る同条第三項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。)をしていること、当該普通肥料を販売する場合には同法第二十三条第一項の届出(当該届出に係る同条第二項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。)をしていること。

2 法第十一条第三項第二号の主務省令で定める基準は、特定肥飼料等製造施設の日当たりの食品循環資源の処理能力が五トン以上であることとする。

(登録証明書の交付)

第四条 主務大臣は、法第十一条第一項の登録をしたとき、又は法第十二条第一項の登録の更新をしたときは、登録再生利用事業者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証明書を交付するものとする。

一〜五 (略)

2 法第十条第三項第二号の主務省令で定める基準は、特定肥飼料等製造施設の日当たりの食品循環資源の処理能力が五トン以上であることとする。

(登録証明書の交付)

第四条 主務大臣は、法第十条第一項の登録をしたとき、又は法第一条第一項の登録の更新をしたときは、登録再生利用事業者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証明書を交付するものとする。

一〜五 (略)

(変更に係る届出)

第五条 法第十一条第五項の変更に係る届出をしようとする登録再生利用事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

(廃止に係る届出)

第六条 法第十一条第五項の廃止に係る届出をしようとする登録再生利用事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出するとともに、その所持する登録証明書を返納しなければならない。

一～四 (略)

(登録の更新)

第七条 法第十二条第一項の登録の更新を受けようとする登録再生利用事業者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の二月前までに、同条第二項において準用する法第十一条第二項に規定する申請書に第一条各号に掲げる書類及び図面を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効

(変更に係る届出)

第五条 法第十条第五項の変更に係る届出をしようとする登録再生利用事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

(廃止に係る届出)

第六条 法第十条第五項の廃止に係る届出をしようとする登録再生利用事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出するとともに、その所持する登録証明書を返納しなければならない。

一～四 (略)

期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(標識の様式)

第八条 法第十四条の主務省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

(料金の公示方法)

第九条 法第十五条第三項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第十一条第一項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。

(標識の様式)

第七条 法第十三条の主務省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

(料金の公示方法)

第八条 法第十四条第三項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第十条第一項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。